

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

多言語政策の理念と施策：日本と北欧を中心として (言語接触の世界 5: 言語接触と社会)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 庄司, 博史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00005861

多言語政策の理念と施策

——日本と北欧を中心として——

5 言語接触と社会

庄司 博史

1 はじめに——多言語政策とはなにか

ここで多言語政策とはなにかについて簡単に定義しておきたい。言語の地位（あるいは他との関係）、言語の使用、そして言語の実体に関して、国家ないし共同体の権威が何からの意図をもって手をくわえる行為を指す点では、言語政策に含まれる。しかし多言語政策の場合には、社会の多言語状況を受容し、あるいはさらにそれを促進することを前提に、主に話者にとつての使用の便宜を図ろうとするという理念と施策であるという点に特徴がある。多言語政策は国家語あるいは公用語など主流言語 (mainstream language) の教育もかか

わってくるが、ここでは主流言語以外への言語政策に限って、北欧の事例を参照しつつのべることにする。

2 二つの多言語状況と多言語政策

まず多言語状況とは、基本的に二つに分けることができる。

第一にいわゆる地域的言語、あるいは先住民の言語が、国語、公用語とならんで国内に併存する形態である。多くの場合、これらの言語はその話される地域が限定されており、その地域で、国家の統治・行政言語である国家語、公用語と併存することになる。

もう一つの多言語状況としてあげられるのは、主に近年では移民、かつては移動民、離散民といわれる人びとの言語が、主に都市において、主流言語や他の移民言語などと重層的に共存状況をつくっている場合である。

もちろんこの二つのケースは非常に図式的な分類であつて、実際には複雑に両者が入り組んでいる。たとえば、地域言語、先住民言語話者が都会に移住しているケース、また移民が地方の一定の地域に定住するというケースも珍しくない。また本来地域言語の領域の都市部に主流言語の話者が流入する場合もある。このケースは第二の移民言語による多言語状況といえるであらう。

とはいえ一般的に言つて、地域言語が国家のなかで主流言語と形成する多言語状況では、必ずしもおなじ言語共同体の中での複数言語の共存を前提に言語政策が策定されるわけではない。むしろ、国民国家とおなじように、地域少数言語の話者は、自言語に対し、国家語政策をなざる形で、それに順ずる地域的公用語として地位を要求する場合さえある。場合によつて、他の言語に対しては排他的姿勢をとることもあり、一方では国家の方もその地域にのみ地域語の使用を限定す

ることで、言語的隔離をおこなうこともある。以上は、国家としては多言語ではあつてもそれは地域的な住み分けによるもので、地域住民それぞれは日常一言語のみに接し、多言語の存在を意識する必要がないという点で、多言語主義といえるかどうか問題は残る。一方後者の多言語状況においては、主流言語と関わりながら、一定の地域で用いられている複数の言語を併存させるということが前提となる。

多言語状況とはいつても以上の二つは基本的に性格を異にしており、それらを対象とする政策も当然異なってくる。

ここでは、前者の地域言語を対象とする言語政策に留意しながらも、近年日本で顕著化している後者、すなわち移民が主に都市部において形成する多言語状況を対象とする多言語政策を中心に論じることとする。

3 移民言語と多言語政策

多言語政策は大きく、言語それぞれの(1)地位にかかわる政策、および(2)司法・警察・行政、住民へのサービス、メディアにおける使用、(3)教育における使用、(4)そして言語の実体にかかわる言語管理政策にわけら

5 言語接触と社会

ことができる。

[1] 地位にかかわる政策—言語政策の理念と法

地位にかかわる政策は、言語の地位、および公的使用などに関してその範囲や条件を規定するものである。憲法、言語法などで法的に多数派以外の言語を国家語、公用語と規定することは、国家（公認の）少数言語に關し若干あるが、ほとんどが地域言語、先住民言語の場合に限られ、移民言語に関しては皆無にひとしい。

一般に言語の地位に関する法律は、特定の言語の使用者の権利を保障する、言語保護的な性格が強い。たとえばフィンランドの憲法、言語法では、スウェーデン語を国語、サーミ語を地域的公用語と規定することで、話者の権利を保障している。しかし、エストニアの言語法では、エストニア語の国家語としての排他的地位を規定する一方、住民の三分の一をしめるロシア語話者の言語は外国語とみなすことで、公的地位から排除しており、必ずしも言語に関する法律は言語擁護を目的とするものとはかぎらないことは留意しておいていいであろう（注1）。たとえば日本語の地位の法的な制定は他の言語の抑圧につながり得るのである。

移民言語の地位に関する法的規定としてかろうじて

解釈しうるのが、近年、移民国家などで、制定されはじめた、すべての言語の使用や教育における平等性や選択の自由の保障に関するもので、多くは移民統合の理念の基盤としての多言語主義の原則的理念の中などで宣言される程度である。

[2] 移民を対象とする行政の多言語使用政策

司法・警察、また入国管理業務における通訳・翻訳は下で述べる行政の多言語使用とは本来別レベルで、各国でも優先的に補償されているが、ここで扱うことにする。司法・警察、入国管理等にかかわるものとしては、取調べ、調書作成、裁判所での公判、判決などにおける外国語での司法通訳がある。この分野における多言語使用は法的規定や運用の面において、移民言語に関わる場合でも行政分野などより比較的是やく着手されることが多い。これは、話者の言語権以前に、手続きの正確かつ迅速な処理、および表現の自由という基本的人権や司法・警察制度の公平性の演出に重要であるためである。ただし、拘留所、刑務所はこの限りではないであろう。

次に行政、住民へのサービス（公営メディアによるものも含む）において、どのような事業が多言語使用と関わっ

てくるかみることにする。

行政における多言語使用は、まず、国家、あるいは地域行政の立法、政策決定、それらの通達、公開など、いわば政治への参加にかかわる事業にみられる。これは少数言語話者とその利益代表として政治に参与できるか否か密接に関係している。したがって、これも地位にかかわる政策と同様に、国家少数言語(注2)においては、法、政策関係文書の翻訳を中心にもみられることもあるが、移民言語に関しては例外的である。しかし近年では、正式には国籍取得を前提とする議会には参加する資格がない場合でも、議会を補完する意味で、地方自治体などでは外国人有識者会議、懇話会などが設けられることがある。例えば、川崎市などでは、早くから外国人の有志を外国人有識者会議委員に委任し、外国人関連行政への参考としている。この場合には、日本語にならば、多言語が通訳などを介して用いられることもある。

次に、あげられる行政の多言語使用は、役所での各種登録、申請手続き、さらに保健・医療、福祉・年金、文化・教育などの住民サービス事業に関する情報や災害緊急情報などに関するもので、一般に自治体の多言語サービスと呼ばれるものほとんどはここにふくま

れる。移民言語の法的地位とは関係なく、窓口や外国人とかかわる現場実務のレベルで、必要に応じて早くから多言語化されてきた。その手段、あるいは形態として、各種書類や申請書、案内、広報など活字情報の多言語への翻訳、地図や案内の多言語表示、通訳サービス、多言語による各種相談制度があり、さらに広報紙や電波、インターネットを利用するものもある。これらに関しては、第4節で詳しく触れる。

以上のような公的機関の多言語サービスは、ホスト社会の主流語を理解せぬ移民に、住民として多数派と同様のサービスを提供することができたといえる。その公共性と緊急性により進めることができたといえる。日本におけるこのような行政サービスの多言語化の動きは、一九八〇年代後半、増加しはじめた移民との窓口業務において問題をかかえた現場職員の自主的な対応に始まっている。

[3] 移民言語教育

多言語政策のなかでも特別な位置をしめるのが、言語教育である。それにはホスト社会の主流語、すなわち国家語、公用語の教育と少数言語、ここでは移民言語の母語教育がふくまれる。上にあげた多言語サービ

5 言語接触と社会

スが日本語の不自由な移民に対し移民言語により理解を図ろうとする、いわば便宜的な政策であるのに対し、移民のための母語教育は、移民言語の地位問題をおざなりにしたままでは進めがたい性質のものである。なぜなら、かれらの言語を日本社会において維持継続させ、まさに母語として存続を奨励するという点においては、事実上日本語を国家語として扱ってきた日本の言語政策の理念に抵触することにもなりうるからである。移民言語や移民文化を擁護し、また振興をはかるいわゆる多言語多文化政策、たとえば移民文学、エスニックメディア支援などにくらべ、母語教育に各国が非常に慎重なのはおそらくこの点が関与しているからである。いわゆる多文化主義の中で、移民の母語教育はもともと国民国家の基本にある単一言語主義と反目するものであろう。

移民言語をふくめた少数言語話者に対する母語教育には、少数言語を媒介する教育と少数言語を科目とする教育とがある。移民言語の場合、基本的に母語話者、あるいは母語話者に近い言語能力をもつものに対し、その言語を媒介として教育をすることを母語教育とみなす場合が多い。スウェーデンやフィンランドでは母語教育への参加資格は、ある程度母語能力をもつ子ど

もを対象としており、一方で移民言語であっても教授言語が国家語や公用語の場合は、外国語教育とみなして区別している。

元来、国家において国家語、公用語とよばれる主流言語による教育が通念となつていの中で、少数言語による公的教育がかるうじて正当化されたのは、当土着性があるとみなされた地域言語や先住民言語である国家少数言語に一般にかぎられていた。それでも近年、言語権、母語権などの意識や理解が一般化し、また一部で少数言語を母語とする子どもたちの言語能力や知的能力の発達にとつて、母語能力の十分な発達が前提であるという主張が普及している。これらが強い国家語の原理を抑える形で、今日、移民言語による母語教育を公教育の一部に取り入れる国も増加しているが、そこにはさらに平等性、あるいは多文化主義など、移民を国家に統合するための理念が働いていることは間違いない。

[4] 言語管理政策と啓蒙政策

言語規範の標準化、語彙や文体の開発、正書法の確立など言語実体への働きかけや管理など、言語管理政策は国家が国家語に対して通常行うものであるが、少

数言語話者を支援する政策としてあらわれる場合、国家により公認された国家少数民族言語にかぎられる。フィンランドでは、地域公用語としてみとめられたサーミ語に対し、国家機関である国内言語研究所が、言語の標準化作業をおこなっている。それに対し、国家が、移民言語に対し、言語管理に着手することはほとんどないであろう。たとえ、移民言語が書きことばをもたない場合でも、それを育成しようとする政策は皆無といつてよく、ボランティアなどの運動にみられる程度である。

さらに広い意味で多言語政策とみなされるのは、以上のような少数民族言語の使用や維持を擁護・促進する政策を実施するうえで、必要な国民的、地域的合意を得る政策である。公的な政策である以上、国民、あるいは住民の支持が必要であり、政府が例えば多文化主義という理念に基づき率先して実施しようとする場合には、教育や啓蒙活動により、同意を得る作業が必要となる。特に土着住民でないいわば「よそもの」とみなされがちな移民に対する多言語政策には、一般からの反発もおこりやすい。この点で、政府が率先して多言語政策をふくむ進んだ移民統合政策を早くから実施してきたスウェーデンや、開始は遅れたものの熱心にお

こなっているフィンランドの児童生徒や父兄、市民に対する啓蒙活動は参考になろう(注3)。

4 多言語サービスのさまざまなかたち

次に、以上3節でみた多言語サービスの対象となる事業内容が具体的にどのような手段・形態で移民に提供されているかみることにする。

筆者はかつて多言語サービスを媒体・形態により、大きく次のように分類した(庄司二〇〇三)。A 標識・案内表示、B 印刷物、C 外国語相談、D 外国語放送、E 通訳、F コンピュータ端末の六形態である。その後出版された他援護サービスに関する文献でも、ほぼ共通してA 多言語表示、B 多言語出版物、C 多言語相談が中心の位置をしめているが、他はあまり注目されていない。ここでは(庄司二〇〇三)をベースに以下のように分類した(注4)。ここでは、先に3節でみたとおり移民の母語教育は多言語政策の重要な構成要素ではあるが、情報提供を中心とする多言語サービスにはいていない。

- A 多言語を用いた窓口対応
B 多言語文書

5 言語接触と社会

写真1 4言語で表示された役所名
(横浜市中区役所)



C 多言語表示・案内

D 多言語通訳・翻訳(医療通訳・生活通訳)

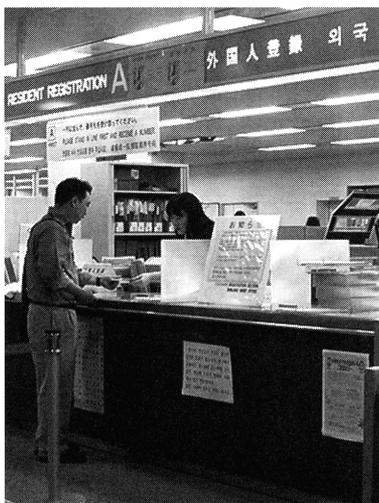
E 多言語相談

F 広報メディア(広報紙・ラジオ・インターネット)

Aは自治体など行政機関での窓口をふくめた職員の多言語による対応である。これは他の文献でとりたてて言及されることはないが、移民の役所におけるはじめての人的接触でもあり重要である。実際、近年は多言語人材を採用するところもある。

Bの多言語文書は近年まで情報提供の中心をなしてきた。市民ガイドブックのほか、外国人登録、国民健

写真2 外国人登録窓口での外国語
対応(東京都新宿区役所)



康保険、国民年金、保健等の登録や申請に関する手続きや用紙、保健や医療、ゴミ収集などの住民サービス、防災やその他危機管理に関する情報まで、あらゆる分野の文書が、地域で多く用いられる移民言語に翻訳され、蓄積されていた。英語、中国語、韓国語のほか、地域によってはポルトガル語、スペイン語、ベトナム語なども用いられる。このように各自治体、各部署が独自にかかえていた外国語の文書は二〇〇〇年代初めでもかなりの数にのぼっており(Backhaus 2004)、全体としては一種の乱立状態であった。相互の連絡もないまま、ほとんど同じ内容の文書が各自治体で独自に

翻訳され、外国人登録など基本的な用語の訳も十分統一されていないケースもあった。これには文書を作ることで自体が多言語情報の提供とみなされたためであるが、必ずしも効果的な利用にはつなげていない(庄司二〇〇三)。

Cの公共施設、街頭などにみられる移民言語による表示の多さは日本の特徴でもある。施設名、住所、行き先表示、防犯警告にいたるまで英語、中国語、韓国語で併記されているケースはもはや珍しくはない。在日コリアンを筆頭に移民自身の経済活動は今日、さまざまな公告や看板をとおして都市の言語景観を形成しているが(金二〇〇九)、公的な表示はそれとともに多言語状況を市民に喚起するうえで大きな効果がある。Dの通訳の活用は近年コミュニティ通訳という概念の定着とともに資格をもつ人材が養成されてきているが、行政が無料で通訳を移民との対応に利用するシステムはまだできていないようである。E多言語相談は外国人の生活、法律、医療、人権、労働問題などに対し多言語の相談窓口を設けるもので、対面相談、電話相談などがある。文書による情報提供では対応できぬ場合に活用されるが、今日ではより高度な内容に専門家が多言語通訳と組み対応できるシステムが、行政とその

外郭団体である国際交流協会のネットワークで設立されている(渡戸二〇〇九)。

F広報メディアの活用では、行政の総合的な情報を外国語の印刷媒体で広報する外国語広報紙は今日やや下火になっているが、代わりにインターネットを利用した情報提供は普及しつつある。自治体によっては、HPごと多言語化するケースもあり、また地域をこえ移民に共通する情報は、相互にリンクされ利用されはじめている。たとえば自治体国際化協会により一三言語で運営されているHP「多言語生活情報」(<http://www.dai.or.jp/tagengo/>)は多くの自治体HPからリンクされている。一方電波を用いた多言語放送は、民間のコミュニティFMではいくつかの試みがあるが、公共放送であるNHKラジオや民間ラジオでは非常にかぎられている。大阪のFMCOLOでは関西の各自治体が時間帯を借り上げ、定期的に多言語自治体情報ながす例がある。

5 フィンランドの事例

参考のため、ここで、筆者が調査してきた、フィンランドにおける移民を対象とする言語政策についてみ

5 言語接触と社会

てみたい。フィンランドはかつて北欧でも移民の数が政策的に抑えられてきたが、一九八〇年代以降、難民、ロシアからの帰国者受け入れをきっかけに急速に移民が増え、それにともないフィンランド語話者以外への行政の対応の整備がすすんでいる。

特に一九九九年の移民統合法制定以降、明確な多文化主義を基調とする移民の統合をすすめており、移民への母語教育をはじめ、積極的な多言語主義を政策に取り入れている(注5)。理念としては、移民が社会の経済、政治、社会活動に平等のメンバーとして参加することを目標としてかかげ、同時に社会への適応への責任と言語、文化の維持という権利を保障している。社会への参加・適応の条件としてフィンランド語学習に力を入れる一方、後者の言語・文化維持という側面では、移民の母語学習支援や文化活動支援のほか、行政サービスにおいても多言語の使用を認めようとしているわけである。

フィンランドの移民に対する言語政策の具体的施策として、経済的自立と社会適応を中心に移民統合の役割を担っている労働省の「言語サービス」に関する企画書には以下があげられている(Työministeriö 1999: 4)。

A フィンランド語の教育

B 通訳・翻訳サービス

C 移民の言語による活字情報の提供

D 移民の言語をもちいたサービス

E 言語や文化の擁護(母語教育がふくまれる)

A フィンランド語教育とE言語・文化の擁護が列挙されていることから、情報提供を中心とする、ここでいう言語サービスにとどまらず、ひろく言語政策にまで及ぶものであることがわかる。残りの言語サービスに当たるものに関していえば、フィンランドにおいて、大きな比重を占めているのは、Bの通訳である。今日、移民への情報提供や個別的な相談は、活字媒体から通訳に移行している。通訳事業は移民受け入れ政策とともに発展してきた通訳専門業者と連携しており、ほとんどの移民言語と対応できる体制がとられている。Dは職員自身の移民言語による対応で、日本の情報サービスであげたAにあたる。フィンランドでは移民と多くかわる部署にはしばしば移民言語の運用能力のある職員が配置されており、移民出身者が採用されているケースも珍しくない。

Eにふくまれる移民への母語教育は公的教育の枠内で自治体が実施している。公教育として実施しえる背景には、移民統合法など移民言語の存続が法的に補償

写真3 ダリ語の母語教室（ヘルシンキ市・プロティラ基礎学校）

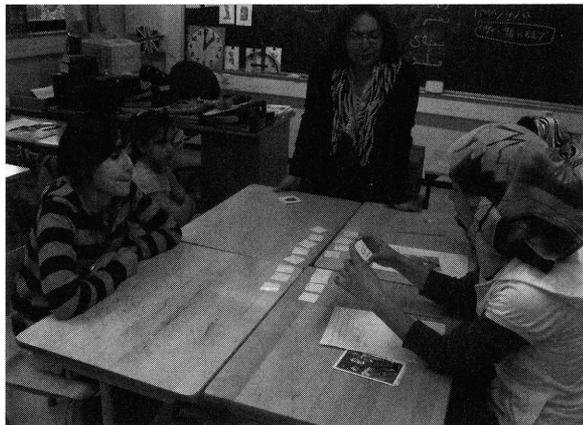


写真4 移民言語での幼児用絵本コーナー（スウェーデン・ブーロス市図書館）



果は大きい。
以上、簡単に日本とフィンランドの多言語サービスを概観したが、両者に関しての筆

され、さらにフィンランドの場合には「基礎教育法」により基礎学校の教育課程に正式に導入されているからに他ならない。原則として四名の受講希望者がいれば、難民、呼び寄せ家族などにかかわらず、どんな言語でも母語教育は自治体がおこなうことになっている（注6）。基本的に言語ごとに週一度、おもに放課後を

利用し、二時間の母語教育をネイティブ出身の教師が担当する。フィンランドの母語教育に関して詳細は庄司（二〇〇九）を参照されたい。Eのうち特記すべきは図書館の多言語化である。移民の居住する都市の図書館には、移民言語のコーナーがあり、ほぼ移民数に対応する形で移民言語ごとに各分野の図書が配置されている。図書館とい

う公的場における移民言語図書の存在は、移民にとっては自言語や文化継承への励みでもあり、一般市民にとつては3[4]であげた多言語社会であることの啓蒙効果は大きい。

5 言語接触と社会

者の調査から、それぞれの特徴を幾つがあげることができる。日本の特徴としては、多言語文書の種類の多さがあげられる。これには文書を作ること自体が多言語情報の提供とみなされたためであるが、必ずしも効果的な利用にはつながっていない。一方フィンランドでは、一九八〇年代の難民受け入れ当初から、コミュニティ通訳の養成と採用が始まり（Työministerio 1999）、通訳による対応システムの整備が指摘できる。また行政の一般多言語情報は政府の委託で、ヘルシンキ市の管轄下にある多文化センター・カイサが開発、運営しているインターネットHPであるインフォ・バンク（<http://www.infopankki.fi/fi/home/>）へ移行し、ますます紙媒体が減少している。また移民関連の行政窓口に移民出身者がしばしば配属されていることもあげられる。これに対し日本で移民言語の存在が顕著に感じられるのは、公的多言語表示である。フィンランドはもとより移民を背景とする人口が20%に近いスウェーデンでも、移民言語が公的な街頭表示に現れることは皆無にちかい。これらの国では移民言語の種類が多いことも関与している可能性はあるが、少なくとも日本における外国語表示への寛容さは指摘できる。

6 移民言語を対象とする多言語政策の課題

最後に以上のような多言語政策が現在、あるいは将来かかえるであろう問題を考えてみたい。第一に、移民の多言語使用への支援をいかに効率よく、また経済的におこなうかという技術的、経済的な問題がある（注7）。先にみたように、今日、移民への多言語サービスはその量、質において、ある程度のレベルに達しているとおもわれる。その一因として、言語サービスはある意味で、移民言語の地位をそれほど論議することもなく、現場での必要性に応じて進めることができたためとおもわれるが、一方で移民言語による言語サービスは行政にとって、経済的、労力的負担を強いるものである。近年、いままで積極的に翻訳、通訳による言語サービスをおこなってきた自治体などの負担となり、削減される例は珍しくない。国民、住民の同意を得ることもたやすいことではない。

また別の問題として、どの言語を支援の対象とするかという問題もある。本来多言語政策の理念としてしばしば掲げられる多文化主義によれば、言語間に格差をつけることは矛盾でもある。

しかし、さらに厄介なのは、やはり多言語政策の理

念的な問題である。国家を効率よく運営し、また統合の象徴として国家語、公用語が機能することを支持する多数派の人びとにとつて、それ以外の少数言語、おまけに外来の移民語の使用を奨励し、さらに教育により継承させるということは、疑問としてたちかえってくる。一方で、移民の速やかな社会への適応と社会参加・上昇のためには、一刻もはやく国家語・公用語を習得すべきという考え（これ自体に問題はないが）にとつては、しばしば移民言語の保持は障害とうつる。これは、移民自身によつても発言されるゆえ、なおさら厄介な問題である。

そして現実問題として、移民の自己隔離、社会からの隔絶にしばしば過度の言語サービスが関与するということがあげられる。経済的、社会的に弱者にある移民は、コミュニティとして集住し、またしばしば自己完結的な生活サイクルを形成する。ここでは、外の社会にほとんど関わらず、移民言語のみで生活をおくることができる場合もある。外の社会との接点と言えは行政との接触や情報収集ぐらいであるが、それも多言語で可能となりますますます孤立化をすすめる、自立を遅滞させ、結果として統合とは逆行するという懸念である。

今日、かつて移民に対する多言語政策を進めていた、

EU諸国の一部において、移民優遇政策に異議をとねえるポピュリスト派が支持を得始めている。これと連動するかのように、移民に対する国家語習得の義務化、さらには母語教育費の削減など、それまでの移民への多言語政策をもみなおす動きが進んでいる。この中で議論されているのが、上にあげた、移民言語政策の経費の負担問題と、国家の象徴であつた国家語の地位の確保、そして、移民の速やかな統合であり、もはや多文化主義をその理念としてはあげることが少なくなっている。

7 さいに——言語接触と多言語政策とのかわり

まとめにかえて、ここで言語政策と本号のテーマである言語接触とのかわりについても少しふれておきたい。第3節でも述べたように、言語政策に言語の地位や使用、言語管理にかかわる政策に加え、言語意識に関するものまで含めるものとする、それは言語接触にかなり深く影響を与えると考えられる。

たとえば、今日、日本の義務教育課程で英語教育をおこない、多くの事業の広報や公的メディアで英語を率先して採用している事実は、英語のステータスをあ

5 言語接触と社会

げ、英語の借用語を日本語に取り込む下地をつくっているといえる。また日本人の英語に対する羨望や被支配意識に影響を与えているのは疑いが無い。一方フィンランドやスウェーデンで行われている移民言語母語教育や多文化啓蒙教育は国家語や移民言語間での偏見や格差意識を軽減し、移民が自言語を恥じ、潜在化させることを防ぐ効果があるのではないか。実際にこれらの国では移民が街頭など公的な場で少なくとも多数派を意識せず会話をする光景は珍しくない。

また逆のケースとして、エストニアにおける対ロシア語政策がある。先にのべたようにエストニアでは、住民の三割近い住民のはなすロシア語を一外国語の地位に落とし、さらに都市景観から一掃することなど、隔離政策をとったことで、エストニア語とロシア語の接触は激減している。ロシア語が街頭でほとんど聞かなくなつたことも大きな変化である。

日本の多言語サービスの特徴の一つとして、移民言語による多言語表示が目立つことをあげたが、これは、筆者の知りうるかぎりヨーロッパではあまりみられない、多言語社会を意識させてくれる光景である。ラジオ放送などとならび、公共の媒体を使つての多言語情報提供は、それと日常接触する市民に対し多言語状

況を認識させるという点では、大きな効果がある。もちろん下手な使用は反発をまねき逆効果であるのは確かではあるが。

さいごに、多言語政策と直接関わることではないが、移民の多言語使用と国家語との接触の一事例をあげておきたい。

スウェーデンの首都ストックホルムの一区域リンケビュは移民出身者の多いストックホルムでも一段とその割合の高い地域として知られ、ほぼ90%といわれている。移民の多くはトルコや旧ユーゴスラビア、アフリカおよびアラブ系の人びとである。一九九〇年代がら、このリンケビュという名を冠したリンケビュ・スウェーデン語現象が急に知られるようになった。それはこの地域の移民の若者たちの間で用いられはじめた一種のスウェーデン語の変種で、やや簡素化された文法と移民の用いる単語などの要素が混合したものである。次第にスウェーデン人の若者たちの間でも用いられるようになり、いまや一つの会話体として認知されているというのである(注8)。

確かに規範主義の立場からは、不完全で、低俗なことばとひんしゆくをかつているようではあるが、エスニックグループの境をこえ、さらにホスト側の人びとも用

いられていることは注目してもいいであろう。そこには、これらのグループ間での、ことばを混じえたコミュニケーションが長く存在したことが推測される。

同様の現象はドイツなどでも報告されておりスウェーデンだけの現象ではなく、移民言語と主流言語が長期間、エスニックな境界をこえて交錯しあっていたところにはみられる現象であるかもしれない。スウェーデンの移民言語を公的母語教育の対象とすることで、社会から隔離せず、言語間の接触を維持させてきた多言語政策の効果が、多少ともこのような現象に影響をあたえたのかどうか大いに興味のある問題である。

注

1 ソ連から独立の事実上の回復をとげる一九九一年まで、エストニアではロシア語系住民によるロシア語の公的場での使用とロシア語の表示であふれていたが、言語法が制定されて以来、原則としてロシア語は公的場からは排除され、街頭のロシア語表示は一掃された。これを正当化した背景には、国籍法により、ソ連時代にエストニアに移住したロシア系住民は、土着性のない、労働移民として解釈した事実がある。

2 英語では一般に national minority language と呼ばれ、国家による一種の庇護の対象となっている言語である。

3 フィンランド教育省は移民政策にかかわる教育指針において、重要な目標の一つとして学校でのこどもたちの多

文化能力(多文化適応能力)の開発をあげ、自治体と学校にそのプログラムの企画と恒常的運営の義務を課している (Opetusministerio 2009: 19)。これに沿い教育庁は、その具体的な内容として、移民児童生徒に対する言語教育・適応教育、文化的帰属意識の強化、多文化家庭との協力に加え、「寛容性と良好なエスニック関係の促進、異なる言語や文化との親睦、そして特に学校共同体の文化的少数派と主流文化との交流の促進」をあげている (Opetushallitus 2009)。

4 多言語サービスのそれぞれの形態に関しては、真田・庄司(二〇〇五)の「多言語政策」移民言語政策「多言語表示」「ミニニティ通訳」「多言語相談」「行政の多言語サービス」を参照されたい。

5 一九九八年、フィンランドでは、多民族化が急速に進みつつあったが、外国国籍保有者は約八万五千人、人口の1.6%にようやく達したところであった。ちなみに外国語を母語とする人口は約八万六千人、1.7%であった (Tilastokeskus 1999: 615)。これはほぼ現在に日本の状況に相当すると考えていいであろう。

6 母語教育の実施は自治体の裁量にまかされているが、二〇〇〇年にすでに三二六の自治体で五二言語を対象に実施され、一万二七七人の子どもたちが参加していた (Opetushallitus 2001: 9) が、二〇〇七年には一万二〇〇人に増加している (Opetusministerio 2009: 16)。

7 すでに多く指摘されているので(庄司一九九九、河原編二〇〇四)ここでは深く立ち入らないが技術的な問題の多くは、訳語の不統一、ローマ字にした際の日本語表記、代替案としてのやさしい日本語などである。

8 リンケビュ・スウェーデン語という用語には地域名がつき、また否定的なニュアンスもあることから、近年研究

者のあいだでは移民スウェーデン語、あるいは多言語ベースのスウェーデン語などもよばれることもある (Godin 2006)。

付記

本稿は科学研究費補助金(基盤研究B)「多言語社会における移民言語状況と移民言語政策の国際比較」(庄司博史代表)の成果の一部である。

文献

- 河原俊昭編 (二〇〇四) 『自治体の言語サーベス』(春風社)
 金美善 (二〇〇九) 「言語景観における移民言語のあらわれ方——コリアンコミュニティの言語変容を事例に」(庄司博史、P・バックハウス、F・クスマス編『日本の言語景観』三元社、一八七—二〇五)
 真田信治・庄司博史編 (二〇〇五) 『事典 日本の多言語社会』(岩波書店)
 庄司博史 (一九九九) 「多言語化する社会と行政の多言語サーベス」(『石川の自治と教育』532号、石川県自治と教育研究会、二一—二二頁)
 庄司博史 (二〇〇三) 「多民族化する日本社会と住民への言語支援」(『Proceedings of Workshop on Universal Design for Information, Communication and Broadcasting Technologies』通信・放送機構渋谷上原リサーチセンター、一八九—一九七頁)
 庄司博史 (二〇〇九) 「フィンランドにおける移民の母語教育——移民統合政策の一環として——」(庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』国立民族学博物館調査報告 (SER83)、二七九—二九七頁)

渡戸一郎 (二〇〇九) 「自治体政策における「外国人相談」の意義と課題——多言語政策としての「言語サーベス」の視点から——」(『外国人相談事業——実践のノウハウとその担い手——』連携・協働・ネットワークづくり) 『シリーズ多言語・多文化協働実践研究 別冊2』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター、八三—九四頁)

Backhaus, Peter (2004) 「内なる国際化」河原俊昭編『自治体の言語サーベス』(春風社、三七—五三頁)

Godin, Marie-Noëlle (2006) Urban Youth Language in Multicultural Sweden. *Scandinavian-Canadian Studies*. Vol.16, pp.126-141. (http://jettuce.tapor.uvic.ca/cocoon/journals/scancan/article.htm?id=godin_1_16)

Opetushallitus (2001) *Maahanmuuttajat kotoutuvat - koulutus sen takana*. Helsinki: Opetushallitus.

Opetushallitus (2009) *Koulukyhteisöjen monikulttuurisuus taiteiden kehittämissuhteina yleissivistävässä koulutuksessa*. Helsinki: Opetushallitus.

Opetusministeriö (2009) *Opetusministeriön maahanmuuttopolitiiset linjat* (2009). (Opetusministeriön julkaisuja 2009:48) Helsinki: Opetusministeriö.

Tilastokeskus (1999) *Ulkomaalaiset ja siirtolaisuus* 1998 (Foreigners and international migration 1998). Helsinki: Tilastokeskus.

Työministeriö (1999) *Maahanmuuttajille tarkoitettujen tulkkauksen - ja kielpalvelujen kehittämissuunnitelma*. *Työhallinnon julkaisu no 231*. Helsinki: Työministeriö.

(トウゴウ・ヒス) 国立民族博物館教授